

広島県告示第928号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和4年12月22日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区西品川一丁目1番1号大崎ガーデンタワー 株式会社L I X I L 代表執行役 瀬戸 欣哉
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市長者原二丁目165番地 株式会社L I X I L尾道工場

2 申請の内容

63口 電解式洗浄施設1基を設置するとともに、65 酸又はアルカリによる表面処理施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種	類	63口 電解式洗浄施設(剥離装置 [No. 5])
能	力	容量0.55m ³
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	着手後7日
	使用開始予定年月日	完成後直ちに
使用	使用時間間隔及び1日間の使用時間 (使用の季節的変動)	連続, 8時間/日 (季節的変動なし)

の方法

項 目		通 常	最 大
排 汚 水 等 さ の 状 態	水 素 イ オ ン 濃 度 (単 位 : 水 素 指 数)	3 ~ 4	2 ~ 5
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	50	80
	化 学 的 酸 素 要 求 量	150	200
	浮 遊 物 質 量	100	150
	ク ロ ム 含 有 量	0.1以下	0.1
	鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1以下	0.1
	カ ド ミ ウ ム 及 び そ の 化 合 物	0.005以下	0.005
	窒 素 含 有 量	250	500
	磷 含 有 量	1	2
	ア ン モ ニ ア, ア ン モ ニ ウ ム 化 合 物, 亜 硝 酸 化 合 物 及 び 硝 酸 化 合 物	90	100
	六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.1 以下	0.1

(mg/L)

排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0.6	0.7
--	-----	-----

(その2)変更

		変更前				変更後			
種 類		65 酸又はアルカリによる表面処理施設(治具洗浄装置〔No. 1〕)							
工期等	工事着手予定年月日	—				許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	—				着手後7日			
	使用開始予定年月日	—				完成後直ちに			
使用の方法	項 目	アルカリ洗浄		酸洗浄		アルカリ洗浄		酸洗浄	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	1.6	2.0	1.6	2.0	1.6	2.0	1.0	1.3

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排水水の汚染状況

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和4年12月22日から令和5年1月12日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課